

化学製品の事業所内別容器保管時の措置強化について

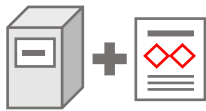
2023年度施行の改正労働安全衛生法により、譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（以下、ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、他の容器に移し替えたり、小分けしたりして保管する際に、保管容器等に内容物の名称及び人体に及ぼす作用の明示が義務付けられました。

《内容物の名称、人体に及ぼす作用の伝達ルールについて》

対象となる製品を、他の容器に移し替える、小分けして保管する等により、**弊社から販売時の製品缶以外**の容器で保管する場合、以下のいずれかの対応が求められます。



- ①小分けした容器等に内容物の名称や略称等＋人体に及ぼす作用（GHSの絵表示＋危険性・有害性情報）を明示したGHSラベルを貼り付けます。
▶ 《伝達ルールの対応方法：①の場合》を参照してください。



- ②小分けした容器等に内容物の名称や略称を記載＋以下の手法等で、内容物に対応した人体に及ぼす作用（GHSの絵表示＋危険性・有害性情報）を、当該製品を取り扱う作業者に明示します。
- ・使用場所に掲示
（複数にわたる場合、名称・人体に及ぼす作用を一覧表で備え付け可）
 - ・電子媒体に記録し、作業者が内容を常時確認可能な機器（PC等）を設置
 - ・自社の作業手順書や作業指示書に人体に及ぼす作用を記載
- ▶ 《伝達ルールの対応方法：②の場合》を参照してください。

注意事項

- ※ 小分け用ラベルに記載のGHSの絵表示、危険性・有害性情報は、製品群ごとに全ての製品の人体に及ぼす作用を網羅する形で作成しております。実際の各製品のラベルや安全データシート（SDS）に記載のGHSの絵表示、危険性・有害性情報とは異なりますので、予めご了承ください。
- ※ 実際の各製品の人体に及ぼす作用を掲示される場合、製品ラベルや安全データシート（SDS）に記載された情報の掲示等で対応可能です。この措置を実施される場合も、小分け容器等には内容物が把握できるような名称等の情報の記載が必要となります。
- ※ 人体に及ぼす作用とは、化学物質等の有害性情報のことを指します。GHSの絵表示のみでは、人体に及ぼす作用の情報としては不十分ですので、上記措置を取られる際は、GHSの絵表示と危険性・有害性情報に相当する内容を併記してください。
- ※ 本書に記載の措置は、ラベル表示対象物を小分け容器等で保管する場合に適用されます。対象物の取扱い作業中に一時的に小分けした容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器にまで適用されるものではございません。
- ※ 小分け用GHSラベル、GHS一覧表は必ずカラー印刷を行ってください。GHSの絵表示の◇枠は赤色で表示する必要があります。
- ※ ラベル貼付や掲示を行うだけでなく、実際に取り扱う作業者がラベルに記載の人体に及ぼす作用について正しく理解した上でお使い頂くことが、今回の措置の主目的となります。ラベル表示の対応を機に、お取り扱いの製品の人体に及ぼす作用について教育機会を設けるなど、危険性・有害性について周知徹底を行ってください。
- ※ 改正労働安全衛生法に関して、詳細は厚生労働省ホームページを参照してください。

厚生労働省HP 化学物質対策に関するQ&A（ラベル・SDS関係）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html

《伝達ルールの対応方法:①の場合》

①		<p>小分けする製品に対応したGHSラベルを用意します。個別の製品のGHSラベルの用意が困難な場合は、弊社HPに掲載の小分け用GHSラベル[※]等もご利用頂くことが可能です。小分け用GHSラベルをご利用の場合は、「ラベル名-製品名対応表」をご確認の上、内容物に適したラベルをご選択ください。 例)149-6250 エコロック ハイパークリヤーLWの場合→149A.pdf</p>
②		<p>弊社HPに掲載の小分け用GHSラベルをご利用の場合、品番・品名欄に内容物の品番・品名等を記載します。品番・品名欄の記載は略称でも問題ございませんが、当該製品を取扱う作業者が内容物を把握可能な記載としてください。 例)「149-6150 エコロック ハイパークリヤーLW」と記入</p>
③		<p>ラベルを小分け容器に貼り付けます。</p>
④		<p>ラベルを貼り付けるだけでなく、内容物の人体に及ぼす作用について、取扱う作業者が理解できていることが重要です。必要に応じ、事業場内での教育等を実施し、周知徹底を行ってください。</p>

※ 弊社HPに掲載の小分け用GHSラベルについて
 弊社HP>車両用塗料>小分け用GHSラベルページ>小分け用GHSラベル一覧から取得可能です。

《伝達ルールの対応方法:②の場合》

①		<p>小分けした容器等に内容物の名称を記載します。名称の記載は略称でも問題ございませんが、当該製品を取扱う作業者が内容物を把握可能な記載としてください。</p>
②		<p>以下の手法等で、該当する内容物に対応した人体に及ぼす作用を、事業所内で作業者が確認可能な状態にします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小分けした内容物の名称と人体に及ぼす作用を使用場所に掲示（個別の製品の情報掲示が困難な場合は、弊社HPに掲載のGHS一覧表[※]もご利用頂くことが可能です。） ・電子媒体にHPから当該製品のSDSをダウンロード・保存し、作業者が内容を常時確認可能な機器(PC等)を設置 ・自社で作成した作業手順書や作業指示書に人体に及ぼす作用を記載
③		<p>ラベルを貼り付けるだけでなく、内容物の人体に及ぼす作用について、取扱う作業者が理解できていることが重要です。必要に応じ、事業場内での教育等を実施し、周知徹底を行ってください。</p>

※ 弊社HPに掲載しているGHS一覧表について
 弊社HP>車両用塗料>小分け用GHSラベルページ>GHS一覧表(掲示用)から取得可能です。